

水道工事共通仕様書 共通仕様書編（第1編 共通編） 新旧対照表

現行（令和4年10月版）	改定（令和5年10月版）
<p>第1章 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>2. 共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「広島市水道局工事施行規程」及び「広島市水道局検査事務規程」に従った監督・検査体制の下で、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令（令和4年3月31日改正政令第148号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>24. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を工事記録写真撮影基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（平成29年1月30日付け国技建管10号）に基づき実施しなければならない。</p> <p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(18) その他</p> <p>1-1-20 建設副産物</p> <p>2. 建設副産物処理の委託</p> <p>受注者は、建設副産物の処理を委託する場合には、工事現場から搬出する前に委託契約書の写し、処理業者の産業廃棄物処理許可証及び運搬を委託した場合は、産業廃棄物収集運搬許可証の写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>2. 共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「広島市水道局工事施行規程」及び「広島市水道局検査事務規程」に従った監督・検査体制の下で、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令（令和5年3月23日改正政令第71号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>24. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を工事記録写真撮影基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管21号）に基づき実施しなければならない。</p> <p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(18) 法定休日・所定休日（週休2日の導入）</p> <p>(19) その他</p> <p>1-1-20 建設副産物</p> <p>2. 建設副産物処理の委託</p> <p>受注者は、建設副産物の処理を委託した場合は、委託契約書の写し、処理業者の産業廃棄物処理許可証の写し、運搬を委託した場合は、産業廃棄物収集運搬許可証の写しを工事現場から搬出する前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>

6. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め**監督員に提出**しなければならない。

1-1-23 工事完成検査

1. 工事完成通知書の提出

受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、工事完成通知書を発注者に**提出**しなければならない。

4. 検査内容

1-1-24 既済部分検査等

3. 検査内容

1-1-27 施工管理

3. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見やすい場所に**工事名**、**工期**、**発注者名**、**受注者名**及び**工事内容等**を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、**監督員の承諾**を得て省略することができる。

なお、標示板の記載にあたっては、**工事**に関する情報をわかりやすく記載するものとし、**図 1-2**を参考とする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第32号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。

1-1-28 履行報告

受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書及び工事日報を発注者に**提出**しなければならない。

6. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め**監督員に提出**しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

1-1-23 工事完成検査

1. 工事完成通知書の提出

受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、工事完成通知書を**監督員を通じて**発注者に**提出**しなければならない。

4. 検査内容

(4) 週休2日の履行状況（週休2日工事の場合）

1-1-24 既済部分検査等

3. 検査内容

(3) 週休2日の履行状況（週休2日工事の場合）

1-1-27 施工管理

3. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見やすい場所に**工事目的**、**工期**、**発注者名**及び**施工者名**を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、**監督員の承諾**を得て省略することができる。

なお、標示板の記載にあたっては、**工事**に関する情報をわかりやすく記載するものとし、**図 1-2**を参考とする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。

1-1-28 履行報告

受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書及び工事日報を発注者に**提出**しなければならない。

なお、工事履行報告書は、毎月7日までに監督員に提出しなければならない。

1-1-34 環境対策

8. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する**規定**（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

1-1-36 交通安全管理

5. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る**工事**の施工にあたっては、交通の安全について、**監督員**、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における**表示**施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

14. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月 改正政令第11号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを**確認**しなければならない。

1-1-38 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

- (8) 雇用保険法（令和3年6月改正 法律第58号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）
- (15) 道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）
- (17) 道路運送車両法（令和2年6月改正 法律第37号）
- (22) 港湾法（令和2年6月改正 法律第49号）
- (25) 下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）
- (26) 航空法（令和3年6月改正 法律第65号）
- (40) 電気事業法（令和2年6月改正 法律第49号）
- (43) 建築基準法（令和3年5月改正 法律第44号）

1-1-34 環境対策

8. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する**規程**（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

1-1-36 交通安全管理

5. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る**工事**の施工にあたっては、交通の安全について、**監督員**、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における**標示**施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

14. 通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月 改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、**または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答**を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを**確認**しなければならない。

1-1-38 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

- (8) 雇用保険法（令和4年3月改正 法律第12号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）
- (15) 道路交通法（令和4年1月改正 法律第32号）
- (17) 道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第4号）
- (22) 港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）
- (25) 下水道法（令和4年5月改正 法律第44号）
- (26) 航空法（令和4年6月改正 法律第62号）
- (40) 電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）
- (43) 建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）

- (61) 空港法（令和元年3月改正 法律第37号）
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）
- (67) 職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (68) 所得税法（令和3年3月改正 法律第37号）
- (72) 電波法（令和3年3月改正 法律第19号）
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年3月改正 法律第58号）
- (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）

第2章 材料

2-5-1 一般事項

1. 適合規格

2-5-2 セメントコンクリート用骨材

3. 使用規定の例外

気象作用を~~受~~けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。

2-8-1 一般事項

4. 異常なセメント使用時の注意

受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気を~~う~~けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。

- (61) 空港法（令和4年3月改正 法律第62号）
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号）
- (67) 職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号）
- (68) 所得税法（令和4年6月改正 法律第71号）
- (72) 電波法（令和4年3月改正 法律第70号）
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号）
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）
- (80) 個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）

1-1-48 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。
また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

第2章 材料

2-5-1 一般事項

1. 適合規格

JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材）

2-5-2 セメントコンクリート用骨材

3. 使用規定の例外

気象作用を~~受~~けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。

2-8-1 一般事項

4. 異常なセメント使用時の注意

受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気を~~受~~けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。

2-8-3 混和材料

5. 急結剤

急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編） JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）の規格に適合するものとする。

2-10-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正 政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。

第3章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）

環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月）

全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）

地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）

土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成30年10月）

3-3-2 材料

4. 路側防護柵工の材料

(7) 次に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。

② 交通量が非常に多い場所

3-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工

2. ブロック組立て施工

なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成30年10月）における JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-8-3 混和材料

5. 急結剤

急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）」（土木学会、2018年10月）における JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）の規格に適合するものとする。

2-10-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正 政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。

第3章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）

環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）

全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針（平成25年10月）

地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）

土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（2018年10月）

地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル（平成23年8月）

3-3-2 材料

4. 路側防護柵工の材料

(7) 次に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。

② 交通量が非常に多い区間

3-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工

2. ブロック組立て施工

なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、2018年10月）における JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

3-4-4 既製杭工

21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手

(9) 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを受ける側から開始しなければならない。

3-4-7 オープンケーソン基礎工

7. 過堀の禁止

3-5-3 コンクリートブロック工

2. コンクリートブロック積

4. コンクリートブロック工の空張の積上げ

受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。

3-6-7 アスファルト舗装工

4. 加熱アスファルト安定処理の規定

(12) 受注者は、**設計図書**に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、**設計図書**に関して**監督員と協議**の上、混合物の温度を決定するものとする。

3-7-6 サンドマット工

1. 一般事項

受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。

3-10-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。

3-4-4 既製杭工

21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手

(9) 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを受ける側から開始しなければならない。

3-4-7 オープンケーソン基礎工

7. 過堀りの禁止

3-5-3 コンクリートブロック工

2. コンクリートブロック積（張）

4. コンクリートブロック工の空張の積上げ

受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい空隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。

3-6-7 アスファルト舗装工

4. 加熱アスファルト安定処理の規定

(12) 受注者は、**設計図書**に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、**設計図書**に関して**監督員と協議**の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。

3-7-6 サンドマット工

1. 一般事項

受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。

3-10-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工、その他これらに類する工種について定める。

3-10-8 地下水位低下工

2. 周辺被害の防止

受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に**つと**め被害を与えないようにしなければならない。

3-15-3 補強土壁工

9. 盛土材の敷き均し及び締固め

受注者は、盛土材の敷き均し及び締固めについては、第1編4-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。**ま**き出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。

3-17-3 樹木・芝生管理工

1. 樹木・芝生管理工の施工

受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について**監**督員より**指**示を**受**けるものとし、完了後は速やかに**監**督員に**連**絡しなければならない。

また、芝生類の施工については、第1編3-14-2植生工の規定による。

2. 剪定の施工

受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の**策**定について（厚生労働省令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。

なお、剪定形式について**監**督員より**指**示があった場合は、その**指**示によらなければならない。

第4章 土工

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、**港湾土工、空港土工**その他これらに類する工種について適用する。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設**計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。

これにより難い場合は、**監**督員の**承**諾を得なければならない。

なお、基準類と**設**計図書に相違がある場合は、原則として**設**計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監**督員と**協**議しなければならない。

3-10-8 地下水位低下工

2. 周辺被害の防止

受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に**努**め被害を与えないようにしなければならない。

3-15-3 補強土壁工

9. 盛土材の敷き均し及び締固め

受注者は、盛土材の敷き均し及び締固めについては、第1編4-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。**巻**出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。

3-17-3 樹木・芝生管理工

1. 樹木・芝生管理工の施工

受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について**監**督員より**指**示を**受**けるものとし、完了後は速やかに**監**督員に**連**絡しなければならない。

また、芝生類の施工については、第1編3-14-2植生工の規定による。

2. 剪定の施工

受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の**改**正について（厚生労働省令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。

なお、剪定形式について**監**督員より**指**示があった場合は、その**指**示によらなければならない。

第4章 土工

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設**計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。

これにより難い場合は、**監**督員の**承**諾を得なければならない。

また、基準類と**設**計図書に相違がある場合は、原則として**設**計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監**督員と**協**議しなければならない。

4-3-2 掘削工

6. 残土運搬時の注意

受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がからないように**つと**めなければならない。

4-3-3 盛土工

11. 採取土及び購入土運搬時の注意

受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないように**つと**めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

4-3-4 盛土補強工

2. 盛土材の確認

盛土材については**設計図書**によるものとする。受注者は、盛土材の**まきだし**に先立ち、予定している盛土材料の**確認**を行い、**設計図書**に関して**監督員の承諾**を得なければならない。

8. 盛土材の**まき出し**及び**締固め**

受注者は、盛土材の**まき出し**及び**締固め**については、第1編4-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。**まき出し**及び**締固め**は、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。

4-3-7 残土処理工

2. 残土運搬時の注意

残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がからないよう**努め**なければならない。

4-4-2 掘削工

6. 硬岩掘削時の注意

受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を**さ**けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。

4-4-3 路体盛土工

14. 採取土及び購入土運搬時の注意

受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないように**つと**めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

4-3-2 掘削工

6. 残土運搬時の注意

受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民**及び道路利用者**に迷惑がからないように**努め**なければならない。

4-3-3 盛土工

11. 採取土及び購入土運搬時の注意

受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民**及び道路利用者**に迷惑がからないように**努め**なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

4-3-4 盛土補強工

2. 盛土材の確認

盛土材については**設計図書**によるものとする。受注者は、盛土材の**巻出し**に先立ち、予定している盛土材料の**確認**を行い、**設計図書**に関して**監督員の承諾**を得なければならない。

8. 盛土材の**巻出し**及び**締固め**

受注者は、盛土材の**巻出し**及び**締固め**については、第1編4-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。**巻出し**及び**締固め**は、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。

4-3-7 残土処理工

2. 残土運搬時の注意

残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民**及び道路利用者**に迷惑がからないよう**努め**なければならない。

4-4-2 掘削工

6. 硬岩掘削時の注意

受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を**避**けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。

4-4-3 路体盛土工

14. 採取土及び購入土運搬時の注意

受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民**及び道路利用者**に迷惑がからないように**努め**なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

4-4-4 路床盛土工

11. 接続部の緩和区間

受注者は、特に**指示**する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を**さ**げなければならない。

16. 採取土及び購入土を運搬の注意

受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように**つと**めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

第5章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用

3. 適用規程 (2)

受注者は、コンクリートの施工にあたり、**設計図書**に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、**平成30**年3月）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、**設計図書**に関して**監督員の承諾**を得なければならない。

第2節 適用すべき諸基準

1. 適用規程

- 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（**平成30**年3月）
- 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（**平成30**年3月）
- 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）
- 土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）
- (公社)** 日本鉄筋継手協会鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年**8**月）

5-3-2 工場の選定

1. 一般事項

- (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法**の一部を改正する法律**（**平成30**年**5**月**30**日**公布** 法律第**33**号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。
- (2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法**の一部を改正する法律**（平成30年5月30日**公布** 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）

4-4-4 路床盛土工

11. 接続部の緩和区間

受注者は、特に**指示**する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を**避**けなければならない。

16. 採取土及び購入土を運搬の注意

受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民**及び道路利用者**に迷惑がかからないように**努**めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

第5章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用

3. 適用規程 (2)

受注者は、コンクリートの施工にあたり、**設計図書**に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、**2018**年3月）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、**設計図書**に関して**監督員の承諾**を得なければならない。

第2節 適用すべき諸基準

1. 適用規程

- 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）**[2017年制定]**（**2018**年3月）
- 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）**[2017年制定]**（**2018**年3月）
- 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 **[2012年版]**（平成24年6月）
- 土木学会 鉄筋定着・継手指針 **[2020年制定]**（令和2年3月）
- 日本鉄筋継手協会鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年**8**月）

5-3-2 工場の選定

1. 一般事項

- (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法**令和4年6月改正** 法律第**68**号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。
- (2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月30日**改正** 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク

により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、**設計図書**に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により**監督員の確認**を得なければならない。

5-5-4 材料の計量及び練混ぜ

3. 練混ぜ

(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) 及び**土木学会規準**「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

5-6-4 打設

5. コンクリートポンプ使用時の注意

受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針**〔案〕** 5章 圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。

5-7-3 加工

3. 鉄筋の曲げ半径

受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、**設計図書**に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提**〔土木学会、平成30年3月〕**」の規定による。これにより難い場合は、**監督員の承諾**を得なければならない。

5-7-5 継手

8. 機械式鉄筋継手

(1)

[2] 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度II種を基本とするが、設計時にI種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。

5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート

1. 一般事項

受注者は、海水の作用を**受**けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。

表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、**設計図書**に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により**監督員の確認**を得なければならない。

5-5-4 材料の計量及び練混ぜ

3. 練混ぜ

(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) 及び**JSCE-I 502-2013**「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

5-6-4 打設

5. コンクリートポンプ使用時の注意

受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針**〔2012版〕** 第5章 圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。

5-7-3 加工

3. 鉄筋の曲げ半径

受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、**設計図書**に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)**〔2017制定〕**」(土木学会、2018年3月)の本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提の規定による。これにより難い場合は、**監督員の承諾**を得なければならない。

5-7-5 継手

8. 機械式鉄筋継手

(1)

[2] 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針**〔2020年制定〕**(令和2年3月土木学会)の信頼度II種を基本とするが、設計時にI種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。

5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート

1. 一般事項

受注者は、海水の作用を**受**けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。

水道工事共通仕様書 共通仕様書編（第2編 水道工事編） 新旧対照表

現行（令和4年10月版）

改定（令和5年10月版）

第2編 水道工事編

第3章 管布設工事

第2節 管布設工事

3-2-16 ダクタイル鋳鉄管の接合

1. 一般事項

(6)

②検査方法

JIS B 4652 **（手動式トルクツールの要求事項及び試験方法）** で定められた試験方法

④検査（校正）証明書

以下が確認できるもの。

- ・ JIS B 4652 で定められた試験方法によるトルクの誤差率の適合

3-2-26 管明示工

埋設管の管明示は、**口径75～450mm**については地下埋設管明示粘着テープ、**口径500mm以上**については地下埋設管明示粘着シートで行わなければならない。

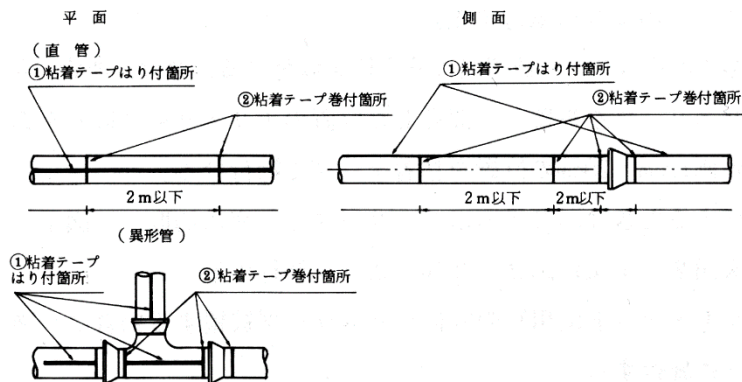


図 3-12 管明示粘着テープ施工方法（口径 75mm～450mm）

第2編 水道工事編

第3章 管布設工事

第2節 管布設工事

3-2-16 ダクタイル鋳鉄管の接合

1. 一般事項

(6)

②検査方法

JIS B 4652 **又は ISO 6789** で定められた試験方法

④検査（校正）証明書

以下が確認できるもの。

- ・ JIS B 4652 **又は ISO 6789** で定められた試験方法によるトルクの誤差率の適合

3-2-26 管明示工

埋設管の管明示は、地下埋設管明示粘着テープで行わなければならない。

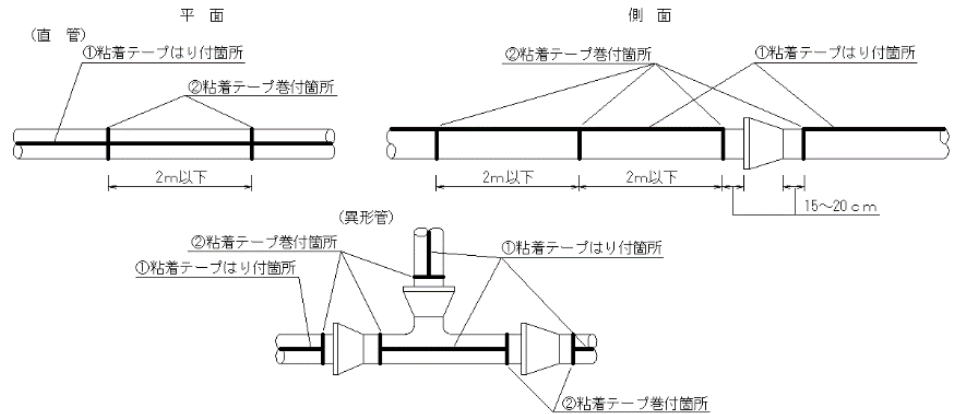


図 3-12 管明示粘着テープ施工方法（口径 75mm～450mm）

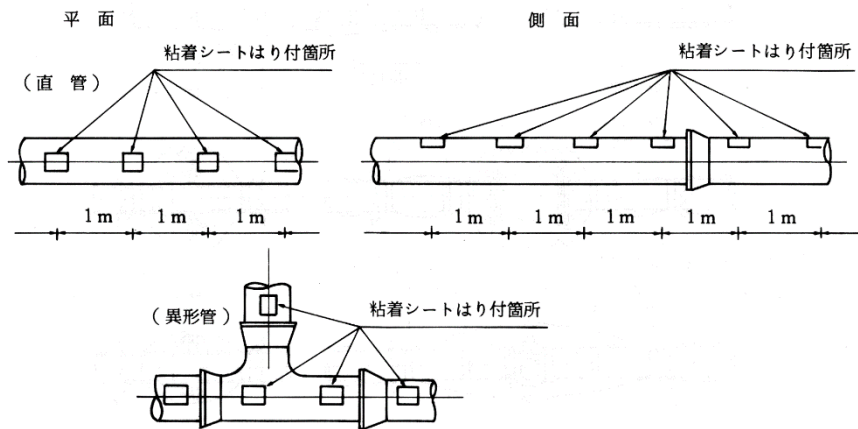


図 3-13 管明示粘着テープ施工方法 (口径 500mm 以上)

[注記] 給水管分岐をさせない管(下記対象)及び仮設管を施工する場合、上記の管明示工及び第2編3-2-28のポリスリーブ被覆を行った後、給水管を分岐させない管の場合は「非取出管用粘着テープ」、仮設管の場合は「仮設管用粘着テープ」をポリスリーブの上から天端へ1条明示すること。

- 口径 250 mm 以下の揚水管 (配水管併用は除く) 及び排水管
- 配水管 2 条併設時の給水管分岐をさせない管 (口径 250 mm 以下)

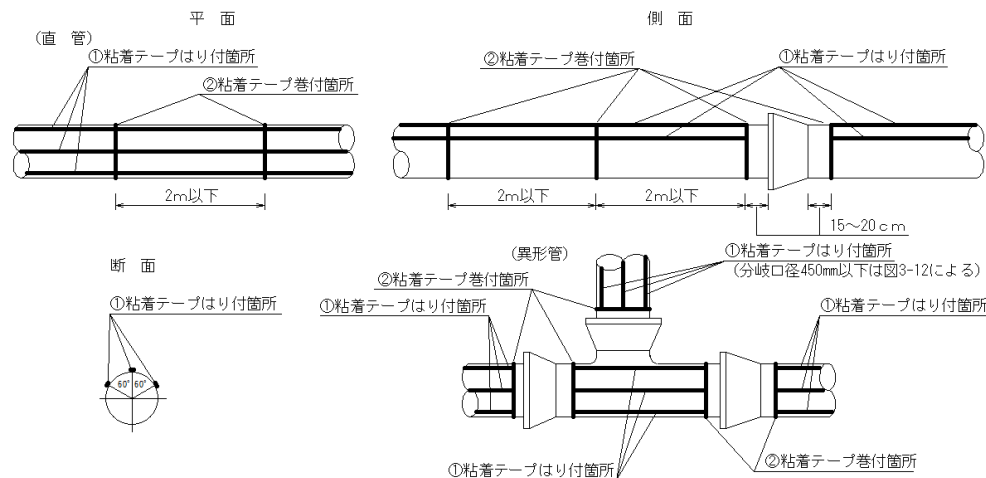


図 3-13 管明示粘着テープ施工方法 (口径 500mm 以上)

[注記] 給水管分岐をさせない管(※)及び仮設管については、上述の管明示工及び第2編3-2-28のポリスリーブ被覆を行った後、給水管を分岐させない管の場合は「非取出管用粘着テープ」、仮設管の場合は「仮設管用粘着テープ」をポリスリーブの上から天端へ1条明示すること。

- ※ 口径 250 mm 以下の揚水管 (配水管併用は除く) 及び排水管
- 配水管 2 条併設時の給水管分岐をさせない管 (口径 250 mm 以下)